

(概要版)

平成30年度山都町地域防災計画の修正について

平成30年6月6日

山 都 町

昨年度の山都町地域防災計画修正について

- ◆ H28 熊本地震・豪雨災害発生
- ◆ H28. 12 熊本地震及び豪雨災害に関するアンケート調査の実施
対象：全職員及び各自治振興会長
- ◆ H29. 1 アンケート集約、課題解決に向けた専門委員会の設置
(山都町防災会議条例第4条)
- ◆ H29. 2. 16 山都町地域防災計画見直しに係る第1回専門委員会開催
- ◆ H29. 3. 27 第2回専門委員会開催
- ◆ H29. 4. 13 ○山都町地域防災計画の修正（照会） 全職員
○避難所の見直し（照会） 職員地域班及び地元調整
- ◆ H29. 5. 23 第3回専門委員会開催（最終）

○山都町防災会議条例第4条に基づく専門委員会

職名	氏名	職名	氏名
熊本大学大学院 先端科学研究部教授	(座長) 柿本 竜治	地震被災者 女性代表	大久保 敬子
熊本県立大学 総合管理学部准教授	澤田 道夫	総務課長	坂口 広範
上益城地域振興局 総務振興課 参事	川崎 明博	企画政策課長	本田 潤一
山都町消防団 団長	松岡 和博	健康福祉課長	山本 祐一
山都町民生委員・児 童委員協議会 会長	志賀 浩	清和支所長	増田 公憲
中島東部 自治振興会 会長	澤 和雄	蘇陽支所長	橋本 由紀夫
地震被災者 原地区 区長	藤本 利夫		



平成30年度山都町地域防災計画修正（案）の概要

1. 国の防災基本計画の修正を踏まえた主な修正

○平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）を踏まえた修正

2. 熊本県の防災基本計画の修正を踏まえた主な修正

○「熊本県地震の発災4か月以降の復旧・復興の取り組みに関する検証」を踏まえた修正

3. 山都町における熊本地震・豪雨災害の対応を踏まえた主な修正

○熊本地震・豪雨災害による対応後の課題解決に向けた修正

「平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）を踏まえた修正」

1. 国の防災基本計画の修正を踏まえた修正

1) 要配慮者施設の避難訓練等の状況の確認

修正

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう務めるものとする。

（一般災害対策編 第2章 第3節 新旧表6項）

「平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）を踏まえた修正」

1. 国の防災基本計画の修正を踏まえた修正

1) 災害情報伝達の多重化・多様化

修正

町は、住民、要配慮者利用施設や地下施設等の施設管理者や地下施設等の施設管理者や地方公共団体等に対して警報等が伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）全国瞬時警報システム（**J-ALERT**）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多様化を図るものとする。

（一般災害対策編 第3章 第11節 新旧表9項）

2. 熊本県の防災基本計画の修正を踏まえた修正（町共通課題）

課題 ○復旧・復興を加速することが必要

第2次山都町総合計画による山の都の将来像「輝く！！みんなで作る「山の都」のものがたり」の実現を「山都町復興計画」による基本方針4項目の実施により目指します。

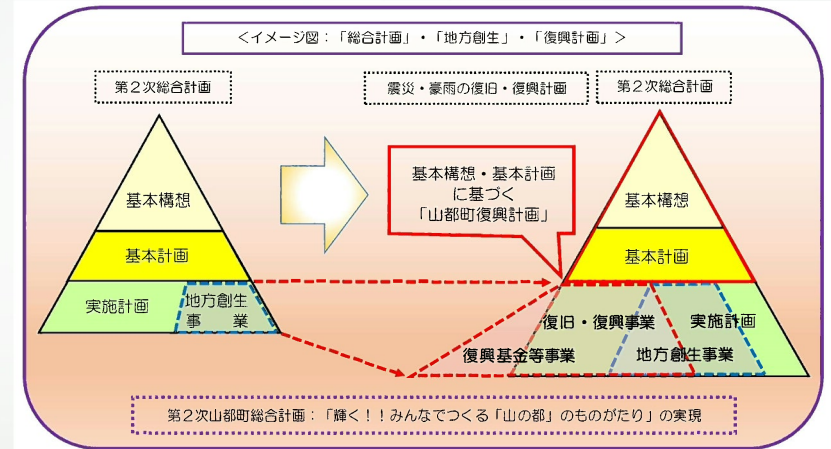
- (1) 町民生活の再建
- (2) 産業・経済の再生
- (3) 災害に強いまちづくりの推進
- (4) 計画推進のための財政運営

修正

○第4章 災害復旧・復興計画を新設する。

○町は、被災状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

特に、大規模災害時等の場合は、この基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行なうとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行なうものとする。



(一般災害対策編 第4章 第1節 新旧表15項)

2. 熊本県の防災基本計画の修正を踏まえた修正（町共通課題）

課題 ○町における人員不足への対応



修正

○復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築した上で、必要に応じて、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。

（一般災害対策編 第4章 第1節 新旧表15項）

2. 熊本県の防災基本計画の修正を踏まえた修正（町共通課題）

課題

○地域が一体となった防災活動の体制整備が必要



The screenshot shows the official website of Kumamoto Prefecture. At the top, there is a navigation bar with the prefecture's logo and name in Japanese. Below this is a menu with icons for various services: environment, education, industry, urban planning, tourism, health, and government. A breadcrumb trail indicates the current page is about the 12th 'Kumamoto Fire Drill' lecture recruitment. The main content area features a heading '「第12回火の国ぼうさい塾」受講生の募集を開始します！' (Recruitment of students for the 12th 'Kumamoto Fire Drill' starts!). Below the heading, there is a date (September 11, 2017) and contact information. A sub-heading reads '地域で災害から身を守ろう！' (Protect yourself from disasters in your community!). The main text describes the lecture series, which will be held on September 23, 30, and October 1. It aims to provide disaster knowledge and training to local leaders and residents. At the bottom, there are links to download the recruitment notice in Word and PDF formats, along with a link to the lecture schedule.

修正

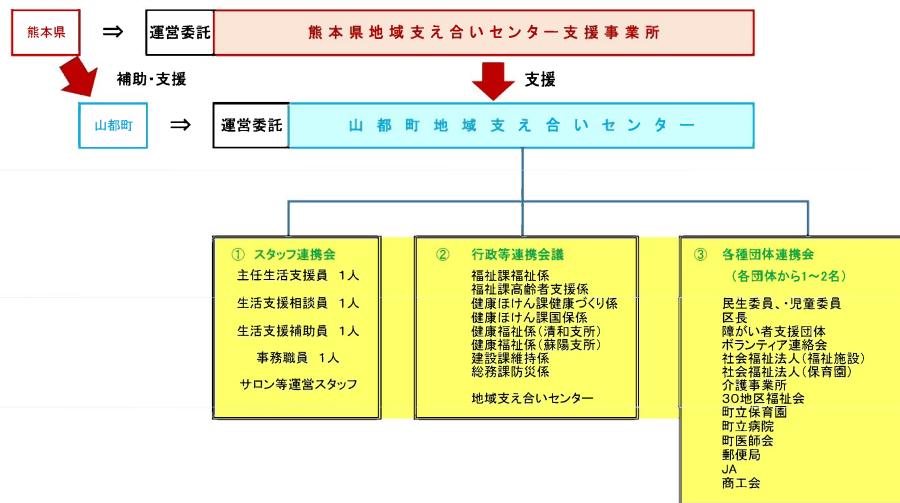
○既存の自治振興会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、自主防災組織の組織づくりをするものとする。その際、女性の参画拡大や防災士等の活用に努めるものとする。

（一般災害対策編 第2章 第5節 新旧表7項）

2. 熊本県の防災基本計画の修正を踏まえた修正（町共通課題）

課題 ○仮設住宅における孤独死事故が発生

◆山都町地域支え合いセンターの連携体制図(案)



原仮設住宅住民との懇談会



原仮設住宅訪問

修正

○町は被災者の生活再建に向けて、その見守りや生活支援、相談対応等の被災者支援を行うものとする。

3. 山都町における熊本地震・豪雨災害の対応を踏まえた修正

課題

○復旧・復興の全体像と具現化への取組みが必要

修正

○第4章 災害復旧・復興計画を新設し、災害復旧・復興の方針と復興計画を具体的に示すものとする。

(一般災害対策編 第4章 第1節 新旧表15項)

3. 山都町における熊本地震・豪雨災害の対応を踏まえた修正

課題 ○災害廃棄物の処理に関する計画策定が未整備

修正

○町は災害時の廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、仮置き場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(一般災害対策編 第3章 第31節 新旧表12項)



(原地区 災害廃棄物仮置場)

3. 山都町における熊本地震・豪雨災害の対応を踏まえた修正

課題 ○大規模災害時の食料、飲料水等の調達及び備蓄



修正

熊本・宮崎県境町災害時における相互応援及び相互協力の協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、熊本県山都町、宮崎県五ヶ瀬町、宮崎県高千穂町（以下「協定町」という。）の広域で災害が発生し、被災町が単独で災害復旧を実施することが困難な場合において、災害対策基本法（昭和60年法律第223号）第9条の規定に基づく応援の要請に対し、他の協定町が応援物資を円滑かつ迅速に供給するための基本的な事項（以下「応援事項」という。）を定めるものとする。また、協定町に発生する地域での災害時の発生時に、協定地域での救助・救助による地域防災力の強化のために必要相互協力についての基本的な事項（以下「協力事項」という。）を定めるものとする。

（応援事項の種類）

第2条 応援事項の種類は、次に掲げるものとする。
 (1) 応援物資及び応急復旧に必要な資機材、生活物資等の供給及び提供
 (2) 応急物資及び応急復旧に必要な職員の派遣
 (3) ボランティアの派遣
 (4) その他協定に要請のあった事項

（協力の手段）

第3条 前条に規定する事項を実施する場合は、次の事項を明らかにして、別添第1号様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の手段により要請し、事後において速やかに文書で提出するものとする。
 (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
 (2) 前条第1号に掲げるものの品名、数量等
 (3) 前条第2号に掲げるものの職種・人数
 (4) 前条第3号に掲げるボランティアの活動の要請人数
 (5) 応急の場所及び期間
 (6) その他必要な事項

（協力の実施）

第4条 前条の規定による要請があったときは、直ちに次に掲げる事項を採択した応援実施要綱（別添第2号様式）により実施開始に着手するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の手段により要請し、事後において速やかに文書

（資料の交換）

第10条 協定に基づき物資の提供が行われるよう、備蓄物資の品名、数量に変更が生じた場合は、資料を相互に交換するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定町長からの申出のない限り継続するものとする。

（その他）

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その協議、協議して定める。

（適用）

第13条 この協定は、平成30年3月22日から適用する。

この協定の成立を証するため、協定町の長は認印欄の上、各1通を保存する。

平成30年3月22日

熊本県山都町 副町長 渡部 雄樹
 山都町 町長 野村 大成
 宮崎県高千穂町 町長 明 登志孝
 宮崎県五ヶ瀬町 町長 原 俊平

○住民の備蓄を補完するため、備蓄物資の整備・充実に努めるものとし、あらかじめ、他自治体、民間事業者との協定を締結する等により、物資の調達体制の確保に努めるものとする。

（一般災害対策編 第3章 第18節 新旧表10項）

締結日	協定名称	締結先
H24. 1. 17	全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書	北海道富良野市、栃木県佐野市、群馬県渋川市、兵庫県西脇市、岡山県吉備中央町、沖縄県宜野座村
H27. 3. 25	災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定書	熊本県トラック協会
H27. 6. 29	山都町と山都町社会福祉協議会の災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書	社会法人 山都町社会福祉協議会
H27. 10. 1	災害発生時における山都町と関係郵便局の協力に関する協定	山都町関係郵便局
H28. 3. 29	災害時における社会福祉施設等への避難行動要支援者の受け入れに関する協定書	山都町内福祉施設11業者
H28. 12. 1	大規模災害発生時の支援活動に関する協定書	山都町建設業協会
H29. 6. 1	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター
H30. 3. 22	熊本・宮崎県境町災害時における相互応援及び相互協力に関する協定書	熊本県高森町、宮崎県高千穂町、宮崎県五ヶ瀬町